

太子病院ケアプランセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人三宅会が開設する太子病院ケアプランセンター（以下「事業所」といいます）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」といいます）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービス種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるようにして居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、太子町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の所在地は、揖保郡太子町鵜387番地とします。

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事務所に勤務する従業員の職種、員数及びその職務内容は、次のとおりとします。

人員	管理者	員数：1名（常勤・介護支援専門員兼務） 職務内容：介護支援専門員その他の従業員の管理、本事業の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の一元的な管理
	介護支援専門員	員数：1名以上（常勤専従1名内1名管理者兼務） 職務内容：指定居宅介護支援の提供

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとします。

- （1）営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。
- （2）営業時間は、午前9時00分より午後6時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとします。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応を事業所の相談室及び利用者宅等への訪問により行います。
- (2) 利用者宅等を訪問し、利用者及び家族等と面談し、利用者の生活全般についての状態を把握し、利用者が自立した生活を営めるように支援するため、居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式)をもちいて課題分析を実施します。
- (3) 利用者及びその家族の希望並びに利用者についての把握された解決すべき課題に基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画原案の作成を行います。
- (4) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの担当者の招集もしくは担当者に対する照会を行い、サービス担当者会議を原則利用者宅にて開催し、担当者からの専門的見地からの意見を求めます。
- (5) 居宅サービス計画について、その種類・内容・料金等についての説明を行い、利用者及びその家族等から同意を得てから、指定居宅サービス事業所等からのサービス提供が行われます。
- (6) サービス利用状況と継続的な把握や評価を行うために、最低1ヶ月に1度訪問を行い、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握や居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の確認及び連絡調整等を行います。
- (7) 希望や状況に応じたサービスの連絡調整を行います。
- (8) 前号に定める内容として、太子町や地域包括支援センター等の関係機関からの求めに応じて、情報や事例の提供を利用者及び家族の同意を得て行います。
- (9) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けます。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- (2) 前条の通常の事業の実施地域外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。ただし、自動車を使用した場合、通常の事業実施地域を超えた地点から路程1kmあたり20円を徴収します。
- (3) 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印をしていただくこととします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、太子町・姫路市・たつの市の区域とします。

(事故発生時の対応)

第 9 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとします。

(苦情・ハラスメント処理)

第 10 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または、助言に従って必要な改善を行うものとします。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとします。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報を行うものとします。

(業務継続計画の策定)

第 12 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第 13 条 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わ

ないものとします。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢の整備を行うものとします。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復興講習を行うものとします。

- (1) 採用時研修採用後 6 か月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年 1 回
- (3) 権利擁護に関する研修年 1 回
- (4) 認知症ケアに関する研修年 1 回
- (5) 介護予防に関する研修年 1 回
- (6) 感染症に関する研修年 1 回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとします。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう）から最低 5 年間は保存するものとします。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人三宅会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

附則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。